

# 船舶事故調査報告書

平成24年5月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年7月18日 06時45分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町中 <sup>なかどおり</sup> 通 <sup>つわさき</sup> 島津和崎鼻南南西方沖 津和崎灯台から真方位203°4,200m付近 (概位 北緯33°07.5′ 東経129°05.8′)
事故調査の経過	平成23年12月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>こうりょう</sup> 幸漁丸、19トン NS2-23428（漁船登録番号）、個人所有 23.40m(Lr)×4.64m×1.26m、FRP ディーゼル機関、846kW（漁船法馬力数）、平成23年3月18日
乗組員等に関する情報	船長 男性 24歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年3月31日 免許証交付日 平成22年4月23日 (平成27年4月22日まで有効) 甲板員A 男性 15歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員5人（以下「甲板員A」～「甲板員E」という。）が乗り組み、長崎県五島列島西方沖の漁場で平成23年7月17日の日没までごち網漁を操業したのち、中通島津和崎鼻付近の錨地に向けて航行した。 船長は、台風が接近していたので翌日の操業を翌朝の天気を見てから決めることとし、津和崎鼻南南西方沖の水深約20mの場所で重さ約50kgの錨を入れ、約2mのチェーン及び直径約22mmの合成繊維製ロープを連結した錨索を約100m繰り出したのち、右舷船尾のビットに係止して錨泊した。 船長は、18日早朝、風が強く吹いていたので操業を断念して長崎県佐世保市相浦港に帰港することとし、甲板員Aに揚錨作業を行うよう指示して06時35分ごろ揚錨を始め、操舵室後方の出入口に立って船尾方を向き、錨索の揚がり具合を確認していた。また、甲板員B、甲板員C及び甲板員Dは、後部甲板で漁網の点検及び修理作業を行い、甲板員Eは、前部甲板左舷側で引き綱の点検を行っていた。 甲板員Aは、操舵室外側の右舷側前面部に設置された電動油圧式のワー

	<p>ピングドラム（以下「本件ドラム」という。）の船首側に立ち、右舷船尾ブルワークに立てた2本のロープガイドの間に通された錨索を本件ドラムの下側から巻いて内側から外側へ3回巻き付け、前部甲板上にコイルすることにした。</p> <p>甲板員Aは、操舵室前面右舷側に設置された本件ドラムの操作レバーを右舷側に倒して本件ドラムを回転させ、右舷船尾から揚がってくる錨索を手繰って前部甲板上にコイルした。</p> <p>錨索には、約50mごとにサルカンと称する錨索のねじれを解く連結金具が挿入されており、サルカンが本件ドラムに巻かれた際、既に巻かれている錨索の上に重なって不具合が生じることがあるので、サルカンが本件ドラムに巻かれている錨索の上に重ならないようにする必要があった。</p> <p>甲板員Aは、サルカンが揚がってきたので、錨索を手を持って本件ドラムの横に移動し、サルカンが本件ドラムに巻かれている錨索に重ならないようにするため、サルカンが本件ドラムに巻かれる前に左足でサルカンの近くの錨索を内側に押し込んでいた。</p> <p>甲板員Aは、左足で錨索を押し込んでいたとき、左足が本件ドラムと錨索との間に巻き込まれた。</p> <p>甲板員Bは、06時45分ごろ、船首方を見たとき、本件ドラムと錨索との間に左足を挟まれ転倒している甲板員Aを発見し、急いで操作レバーを操作して本件ドラムを停止させた。</p> <p>船長は、大声を聞いて本件ドラム付近での異変を察知し、操舵室内の配電盤の油圧スイッチを切った。</p> <p>甲板員Cは、付近にあった包丁で錨索を切断した。</p> <p>船長は、会社に事故発生を連絡して長崎県平戸市志々岐浦漁港に入港し、甲板員Aは、ドクターヘリで佐世保市の病院に搬送され、左下腿開放骨折等と診断された。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、月に約10日出漁しており、ふだんは日帰りをしているが、不漁のときには、五島列島周辺で錨泊して翌日操業することがあった。</p> <p>甲板員Aは、乗船経験が約2か月であり、揚錨作業の方法について見学したり、船長などから実技指導を受け、他の乗組員が錨索を手を持っているとき、足でサルカン付近を押し込むだけの作業を行ったことがあったものの、揚錨作業を1で行うのは、本事故時が初めてであった。</p> <p>本船では、ふだんからサルカンが本件ドラムに巻かれる前に左足でサルカンの約30cm船尾側を内側に押し込み、本件ドラムに巻かれている錨索に重ならないようにしていた。</p> <p>甲板員Aは、ビニール製の合羽<sup>かっぱ</sup>上下に長靴を着用しており、合羽のズボンの裾幅は約25cmであり、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>本船は、本事故発生時、船体の動揺はほとんどなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="513 1854 815 1899">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1854 1457 1899">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1899 815 1944">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1899 1457 1944">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1944 815 1989">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1944 1457 1989">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1989 815 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1989 1457 2065">本船は津和崎鼻南南西方沖で揚錨作業中、甲板員Aが、本件ドラムを作動させて錨索を巻き揚げ</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	あり	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	本船は津和崎鼻南南西方沖で揚錨作業中、甲板員Aが、本件ドラムを作動させて錨索を巻き揚げ
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	あり								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	本船は津和崎鼻南南西方沖で揚錨作業中、甲板員Aが、本件ドラムを作動させて錨索を巻き揚げ								

		<p>ていた際、錨索に取り付けられたサルカンが本件ドラムに巻かれる前に左足で錨索を内側に押し込んでいたところ、合羽のズボンの裾が本件ドラムと錨索との間に挟まったことから、左足が本件ドラムと錨索との間に巻き込まれたことにより負傷したものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、本船が津和崎鼻南南西方沖で揚錨作業中、甲板員Aが、本件ドラムを作動させて錨索を巻き上げていた際、錨索に取り付けられたサルカンが本件ドラムに巻かれる前に左足で錨索を内側に押し込んでいたところ、合羽のズボンの裾が本件ドラムと錨索との間に挟まったため、左足が本件ドラムと錨索との間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>船長は、本事故後、次の措置をとることにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不測の事態が生じた際、本件ドラムを素早く停止できるよう、本件ドラムの真上と操舵室右舷後部壁面に本件ドラムの停止スイッチを設置した。</li> <li>・ 船首楼、操舵室左舷側前部及び操舵室後壁に固定カメラを、操舵室内にモニターをそれぞれ設置し、操舵室から見えない場所における作業状況を操舵室内で確認できるようにした。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験が浅い甲板員に揚錨作業を行わせる場合は、同作業に慣れるまでの間、同作業に慣れている乗組員を配置して指導を行うこと。</li> </ul>